



熊本県公報

第 1 2 5 2 8 号

平成 28 年 6 月 17 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(くらしの安全推進課) 1
 - 保安林の指定の確定……………(森林保全課) 1
 - 保安林の指定の確定……………(//) 2
 - 保安林の指定の確定……………(//) 2
 - 道路の供用開始……………(道路保全課) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………(障がい者支援課) 3
 - 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 3
 - 指定介護予防サービス事業者の指定……………(//) 3
 - パソコン及びプリンタの賃貸借に係る入札の参加資格……………(情報企画課) 3
- ### 公 告
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 4
 - 土地改良区役員の退任……………(//) 5
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 5
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 5
 - パソコン及びプリンタの賃貸借に係る入札の実施……………(情報企画課) 5
 - 基本測量の実施……………(監理課) 9

告 示

熊本県告示第 6 2 8 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号)第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として平成 2 8 年 6 月 7 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	エロ番頭 覗いてイヤン!(オーピー) 愛 R o b o t したたる淫行知能(オーピー) オナニーシスター たぎる肉壺(オーピー) 夏の愛人 おいしい男の作り方(新日本映像)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 6 2 9 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字上晴気 2 7 1 6 番 1、2 7 1 6 番 3、2 7 3 0 番 1、2 7 8 4 番 3、2 7 8 6 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上晴気 2 7 1 6 番 1・2 7 1 6 番 3・2 7 8 4 番 3・2 7 8 6 番(以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第630号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字琵琶ノ尾3764番3・3770番5
 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3768番、3770番1、3770番4、字下清洲郷3826番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字琵琶ノ尾3764番3・3768番・3770番1・3770番4・字下清洲郷3826番1 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字琵琶ノ尾3770番5
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第631号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町立原字平石147番、148番1、148番2、149番の1、149番2、151番、152番、157番から159番まで、字巢鳥373番から375番まで、字下大迫382番、字東平421番、426番1、426番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字平石148番1・149番の1・149番2・字東平426番1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第632号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年6月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

一般国道	445号	八代市泉町葉木 47番1地先から 同所 47番1地先まで	214.4	防災安全 改築
------	------	---------------------------------------	-------	------------

2 供用を開始する期日 平成28年6月20日

熊本県告示第633号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人はつば 天草市久玉町814番地7	特定非営利活動法人はつば 天草市久玉町814番地7 戸谷 泰典	就労継続支援B型	平成28年 6月7日

熊本県告示第634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人暖和会	訪問看護ステーション暖和会	上益城郡益城町 大字宮園831 番地	平成28年 7月1日	訪問看護

熊本県告示第635号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人暖和会	訪問看護ステーション暖和会	上益城郡益城町 大字宮園831 番地	平成28年 7月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第636号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項
パソコン及びプリンタの賃貸借
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資

- 格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成28年7月7日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第408号

熊本市に事務所を置く寺迫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂口 信行	熊本市北区北迫町418番地1
理事	田尻 源好	熊本市北区万楽寺町252番地2
理事	北村 広秋	熊本市北区太郎迫町450番地2
理事	坂口 恵弘	熊本市北区太郎迫町430番地
理事	北村 富生	熊本市北区太郎迫町475番地1
理事	奥村 智廣	熊本市北区立福寺町1352番地
理事	木村 雅美	熊本市北区立福寺町710番地
理事	牛島 和明	熊本市北区万楽寺町420番地
理事	橋本 順一	熊本市北区北迫町819番地3
理事	西 憲正	熊本市北区植木町鑑田2012番地
理事	伊藤 光信	熊本市北区植木町辺田野70番地2
理事	小森田 巧	熊本市北区植木町萩迫286番地1
監事	村上 司	熊本市北区立福寺町1320番地
監事	田尻 信隆	熊本市北区万楽寺町622番地
監事	伊藤 修二	熊本市北区植木町辺田野1078番地
就任		
理事	坂口 信行	熊本市北区北迫町418番地1
理事	田尻 信隆	熊本市北区万楽寺町622番地
理事	田中 恭憲	熊本市北区植木町鑑田1913番地
理事	坂口 恵弘	熊本市北区太郎迫町430番地
理事	北村 隆紀	熊本市北区太郎迫町474番地1

理事	村上 知春	熊本市北区立福寺町1332番地
理事	村上 治幸	熊本市北区立福寺町1328番地
理事	牛島 和明	熊本市北区万楽寺町420番地
理事	田尻 広幸	熊本市北区万楽寺町813番地
理事	橋本 順一	熊本市北区北迫町819番地3
理事	宮崎 博文	熊本市北区植木町辺田野56番地4
理事	長田 五男	熊本市北区植木町萩迫512番地
監事	北村 富生	熊本市北区太郎迫町475番地1
監事	坂梨 芳喜	熊本市北区立福寺町817番地
監事	吉本 利幸	熊本市西区河内町大多尾1711番地

熊本県公告第409号

熊本市に事務所を置く画図土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	出田 新一	熊本市東区画図町下無田814番地

熊本県公告第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字上出口2657番6
826.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市片角87番地4
セキ合同会社

熊本県公告第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1110番、同1111番及び同1113番1
1,009.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第412号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達の名称
パソコン及びプリンタの賃貸借
 - (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班
 - (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 - (4) 借入機器等の内容
パソコン及びプリンタの賃貸借に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。

(5) 借入期間
平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日まで

(6) 納入期限
平成 28 年 9 月 30 日

(7) 納入場所
要求仕様書による。

(8) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに入札し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(9) 入札金額
入札金額は、1か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては、60月賃貸借料率で計算する。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額のとき100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(10) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。

(11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加する期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間
公告の日から平成28年7月7日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明及び添付書類

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札シ

- システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札をする場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年7月15日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年7月15日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年7月28日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年7月27日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成28年7月28日（木）午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館2階）
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年7月27日（水）（必着）までに1 (3)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定によ

り作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額（1月当たりの賃借料）に賃貸借月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

（本公告に係る発注・契約担当部局）

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班

電話番号 096-333-2145

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and Content of the products to be rent:

860 sets of personal computer

185 sets of printer

- (2) Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. July 28, 2016

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Transportation Policy and Information

Bureau, Department of Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 4 1 3 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 28 年 6 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（三角点改測、高度地域基準点測量、水準測量）	平成 28 年 6 月 20 日から 平成 29 年 3 月 10 日まで	熊本市、宇城市、宇土市、上益城郡御船町
基本測量（高度地域基準点測量、水準測量）		山鹿市、人吉市、八代市、上益城郡山都町、球磨郡あさぎり町、球磨郡球磨村、球磨郡湯前町、球磨郡多良木町、葦北郡芦北町、八代郡氷川町
基本測量（三角点改測、高度地域基準点測量）		阿蘇市、菊池市、上益城郡甲佐町、阿蘇郡南阿蘇村
基本測量（三角点改測）		合志市、上益城郡益城町、阿蘇郡西原村、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町
基本測量（高度地域基準点測量）		玉名市、荒尾市、上天草市、水俣市、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、玉名郡南関町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡小国町、阿蘇郡南小国町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、葦北郡津奈木町、下益城郡美里町
基本測量（三角点改測、水準測量）		上益城郡嘉島町
基本測量（水準測量）		球磨郡錦町